

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、13番、蒲生光男議員の1名であります。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭議会運営委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○**町田義昭議会運営委員長** おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、11月22日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、一般議案2件、予算案7件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、1件ごとに質疑、討論、表決を行います。全議案の審議終了後、議長から挨拶を受けて定例会を閉会とすることにいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**渋谷佐輔議長** 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議

事日程第4号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第89号 指定管理者の指定について外13件

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、議案第89号 指定管理者の指定についてから日程第14、議案第99号 平成30年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号までの14件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○**赤間泰広総務常任委員長** おはようございます。

それでは、総務常任委員会審査報告をさせていただきます。

平成30年第5回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案3件及び請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月3日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第89号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市旧長井小学校第一校舎の管理について、アクティオ株式会社を指定管理者に指定するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、同社の従業員は、その大半が契約社員等の非正規雇用となってお

り、今回の雇用についても契約期間が5年で、6年目以降は保証がないとのことだが、求人募集の方法はどのように考えているか。また、施設の管理者については社員として正規雇用されるのかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、施設の管理者については、地元の協力企業・団体等に声かけをしながら募集を行っていきたいと考えているようだ。企画担当、事務担当等の契約社員については、12月後半から年明けにかけ、ハローワークを通して募集を行う予定だと聞いている。なお、施設の管理者についても契約社員としての雇用を考えているようだとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理の範囲はどこまでか。旧第一校舎だけか、それとも今回埋め戻す予定の池なども含むのかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、埋め戻した後の池や、慈愛の森の樹木も含めて指定管理することになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理となった後は、施設の名称は変更になるのか。変更になるとすれば、その名称は市と指定管理者のどちらが決定するのかとの質疑がなされ、地方創生参事からは、名称の募集について検討した経緯はあるが、名称を変更するかどうかについて、いまだ検討中であり、公募するのであれば、市が決定した名称を使用する予定であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 長井市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域住民による自主的な地域づくりを促し、住民の総合的地域活動と生涯学習の拠点として、平成31年度から長井市中央地区公民館、長井市伊佐沢地区公民館及び長井市豊田地区公民館の3地区公民館をコミュニティセンタ

ーに移行するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、所管課である地域づくり推進課と教育委員会の関係はどうなるのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、所管課は地域づくり推進課になるが、公民館としての機能は残るので、これまでどおり館長会議等の際は教育委員会、文化生涯学習課にも参画していただきながら取り組みを進めていくとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、地区に対して行政から依頼する場合、館長と地区長に並行して依頼することとなるのか、従来どおり、地区長などに直接文書を出す形となるのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、ケース・バイ・ケースの対応となるが、例えば地区を代表して委員を選出していただくような場合は地区長宛てに、地域づくり計画に盛り込まれている自主事業にかかわるような内容については運営協議会会長宛てにお願いすることになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、人材育成の観点から、コミュニティセンターの館長や職員、地区のリーダー格となる方等に対する積極的な研修が必要と思うが、どのように考えているのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、各コミュニティセンター、地区公民館と調整し、全地区合同で職員や地区リーダー対象の研修会を開催すべく、来年度の予算要求をしているところであるとの答弁がなされたところであります。

また、委員からは、地区担当職員の業務のあり方等について整理しておく必要があると思うが、これまでの経過や次年度以降に向けた課題について、どのように考えているのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、地区担当職員については、コミュニティセンターと行政との調整役として配置したものである。各地区の出身で、これまでも公民館活動にかかわってきた職員を中心に人選を行ったものであり、今

後も人事異動等により担当が変わることがないように調整していく。今年度は各地区3人ずつ配置したが、適正な配置人数についても検討していくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、各地区の地域づくり計画は今年度中に策定されるかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、豊田地区は平成29年度に策定を完了しており、中央地区と伊佐沢地区においても今年度末までに策定予定であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、現在、中央地区公民館が6地区の取りまとめ的な業務を担当しているが、今後どうなるのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、各コミュニティセンター、地区公民館の給与関係事務については、中央地区公民館が取りまとめて行っており、来年度以降も中央コミュニティセンターに委託する方向で考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、これまでは公民館と自治公民館とが連携して事業を進めてきたと思うが、来年度以降、コミュニティセンターと自治公民館の関係はどうなるかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、従来、公民館が行ってきた教育、文化、地域づくり、防災など、これら全体を網羅するのがコミュニティセンターであり、その中の一つである公民館事業についても、地域づくり計画に基づいて実践・実行し、自治公民館と連携していく予定であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号 長井市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域再生法の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 市民西根体育館の廃止に伴う、西根地区の小さな拠点の整備についてご説明申し上げます。

本請願は、西根地区長会会長、高橋順一氏ほか4名から提出のあったものです。

趣旨とするところは、市民西根体育館は、地区の各種イベントに広く使用されるなど、地区民の交流の場として必要不可欠な施設であるが、老朽化が著しく、今後5年以内に廃止する方向性が示されている。しかしながら、その代替施設については何ら言及されていないことから、万が一の場合に地域住民の生命や生活を守る防災拠点や避難所としての機能を持ち、健康増進や介護予防の取り組みを進めるための拠点として、またこれからの地域をつくる小さな拠点として中核をなす、コミュニティセンターの機能充実を図る上からも多目的機能を有する複合施設の建設に早急に取り組んでいただきたいとするものです。

質疑に入り、委員からは、既存の西根体育館は、長井盆地西縁断層帯の真上にあるが、今後、公共施設を整備する場合は、活断層の真上でも建設が可能か、ある程度離れた場所に建設する必要があるのかとの質疑がなされ、総務参事からは、既存の建物を使用する場合は耐震化を進める、新たに整備する場合は活断層を避けるというのが原則だと考えるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、防災拠点・避難場所として捉えた場合、国の補助メニューとしてどのようなものが想定されるかとの質疑がなされ、総務参事からは、緊急防災・減災事業債であれば、充当率100%、交付税措置70%となるが、体育館は充当が難しい。施設整備を行うと仮定した場合、当該事業債の対象となる施設設備の見きわめや、さまざまな財源についても検討する必

要があるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、新しい体育館の規模はどの程度を想定しているかとの質疑がなされ、紹介議員からは、具体的には今後の検討となるが、豊田地区のサンビレッジ豊田と同程度のものを考えているようだと答弁がなされたところあります。

また、委員からは、地域づくり、防災等の観点から、周辺地域の拠点整備について見直しが必要だと考えるが、現在の公共施設等整備計画における小さな拠点整備の位置づけはどうなっているのか。また、今後の取り組みについてどのように考えているかとの質疑がなされ、総務参事からは、現在の公共施設等整備計画に本請願に係る内容は記載されていない。今後、大型の公共施設整備がめじろ押しであり、公共施設等整備計画に基づき、施設整備を進めていく中で、相当な財政負担が生じる。長井市全体の財源見通し、公債費の平準化の状況等も見きわめながら検討していく必要があるとの答弁を受けたところあります。

さらに委員からは、かねてより公共施設に関する白書を作成し、維持管理費も含めて管理していくべきと申し上げてきたが、白書の作成に取り組む考えはあるかとの質疑がなされ、総務参事からは、新庁舎、公共複合施設等の事業費が固まり、今後の財政負担がある程度明らかになった段階で、どこまで何を優先すべきか等の見通しは必要であると考えているとの答弁を受けたところあります。

また、委員からは、施設の現状について定期的に把握し、専門家の意見を聞いていくという体制が必要と考えるが、体育施設整備計画検討委員会のような分野別の検討委員会について、今後開催の予定はあるかとの質疑がなされ、総務参事からは、分野別の検討委員会については、定期的に開催しているものではなく、現段階では開催の予定はないが、現状について把握し、

今後の補修計画を検討していくことは、当然必要だと考えるとの答弁を受けたところあります。

討論に入り、委員からは、既存の施設は、地区にとって重要な拠点であると同時に、災害発生の際の避難場所としても指定されており、老朽化が著しく、耐震対策が施されていない同施設の整備は喫緊の課題であることから、願意至当であり、採択すべきであるとの意見が出されたところあります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第89号 指定管理者の指定についてから日程第4、請願第3号 市民西根体育館の廃止に伴う、西根地区の小さな拠点の整備についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第89号 指定管理者の指定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。

よって、議案第89号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第91号 長井市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり

り決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第92号 長井市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第3号 市民西根体育館の廃止に伴う、西根地区の小さな拠点の整備についての1件について、総務委員長の報告は採択であります。総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

宇津木正紀厚生常任副委員長。

(宇津木正紀厚生常任委員会副委員長登壇)

○**宇津木正紀厚生常任委員会副委員長** 平成30年第5回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

ます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月5日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第93号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

市民課長からは、この改正により、同じ所得であっても住所地による税率の違いで、所得制限の判定に差が生じ、重度心身障害者医療制度の非該当となることを防ぐことができるとの説明がありました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 副委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第93号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第93号の1件について、厚生副委員長の報告は原案可決であります。

厚生副委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、厚生副委員長報告のとおり決定いたしました。